



香川県の米の生産振興に向け、令和5年産の主食用米の「生産の目標」を決定

●香川県における「生産の目標」

香川県農業再生協議会では、主食用米の生産量の確保に向けた目指すべき水準として、「生産の目標」を設定し、生産・販売の方向性など、生産者の皆さまに情報提供しながら、需要に応じた作付推進を図っております。

「生産の目標」は、米価回復の兆しを見せながらも、いまだ予断を許さない中、全国の需給見通しを踏まえ、県産米の需要・販売動向や前年の作付実績などに基づき設定しました。

香川県の米生産は依然として正念場が続いています。この「生産の目標」の達成を目指して、生産者の皆さまには、安定的な作付と適切な栽培管理による収穫量（生産量）の確保をお願いします。

主要品種の生産の方向性

品種名	流通・販売状況と生産の方向性(JA香川県取扱より)
おいでまい 	約78%が県内向けに家庭用精米として流通され、学校給食でも使用されています。ブランド化に向けた取組みを強化しながら「特A」評価が継続できるよう良食味を維持しつつ、品質の高位安定化に努め、香川県を代表するオリジナル米として、需要動向をみながら作付面積・生産量を増加させていきます。
コシヒカリ 	約88%が県内向けに流通し、家庭用精米の定番となっています。県内を主体に需要はありますが、温暖化による品質の低下が著しいため、麦との二毛作を踏まえた水稻の中生品種や業務用途向けの主食用多収品種へ転換を図ることから、作付面積・生産量を減少させていきます。
ヒノヒカリ 	約61%が関西圏など県外向けに流通し、年間を通じて食味が安定しており、主に業務用途での需要が多くなっています。複数年契約の取組みを進め販路を確保し、需要に応じた生産を進める必要があることから、作付面積・生産量を維持させていきます。
あきさかり 	主に県外業務用途向けとして導入しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による中食・外食の需要減退のため、販路の確保が課題となり、約69%が県内向けに流通しました。複数年契約を含めた、業務用途への販路拡大に向けた取組みを強化し、需要動向を見ながら作付面積・生産量を維持させていきます。

地域ごとの主食用米の生産の方向性(JA香川県各地域)

地 域	主要品種・作付順 (下線はR4年産作付最多)	生産の方向性	
		作付面積	品種構成比率
大 川	<u>コシヒカリ</u> あきさかり ヒノヒカリ	コシヒカリ：維持 あきさかり：維持 ヒノヒカリ：維持	コシヒカリに作付が偏っている(R4年産約72%)ため、主にあきさかりへの品種転換を行い、コシヒカリの構成比率が60%程度になるようにしていく。
中 央	<u>ヒノヒカリ</u> コシヒカリ あきさかり	ヒノヒカリ：維持 コシヒカリ：維持 あきさかり：維持 おいでまい：維持	コシヒカリの短期栽培の構成比率を減少し、あきさかり(約14%)、ヒノヒカリ(約47%)への転換を行うとともに、おいでまい(約6%)は維持させる。
小 豆	<u>コシヒカリ</u> ヒノヒカリ	コシヒカリ：維持 ヒノヒカリ：維持 あきさかり：維持	コシヒカリ(約59%)、ヒノヒカリ(約11%)、あきさかり(約3%)の構成で面積維持に努める。
綾 坂	<u>コシヒカリ</u> ヒノヒカリ おいでまい	コシヒカリ：維持 ヒノヒカリ：維持 おいでまい：維持 あきさかり：維持	主要4品種(コシヒカリ(約31%)、ヒノヒカリ(約23%)、おいでまい(22%)、あきさかり(約19%))の構成比率は維持していく。
仲多度	<u>おいでまい</u> コシヒカリ ヒノヒカリ	おいでまい：維持 コシヒカリ：維持 ヒノヒカリ：維持 あきさかり：維持	おいでまい(約32%)は現状維持、ヒノヒカリ及び短期栽培のコシヒカリからあきさかり(約15%)への転換を行い、作型分散と作付面積の維持に努める。 コシヒカリ(約28%)・あきさかり(約15%)・おいでまい(約32%)を中心として取り組む。
三 豊	<u>ヒノヒカリ</u> コシヒカリ オオセト	ヒノヒカリ：維持 コシヒカリ：維持 オオセト：維持 あきさかり：維持	コシヒカリの構成比率を減少し、あきさかり(約4%)への転換を行うとともに、ヒノヒカリ(約47%)及びオオセト(約6%)は維持していく。
豊 南	<u>コシヒカリ</u> あきさかり ヒノヒカリ	コシヒカリ：維持 あきさかり：維持 ヒノヒカリ：維持	あきさかり(約36%)、コシヒカリ(約42%)、ヒノヒカリ(約18%)の構成比率は維持していく。

令和5年産の主食用米の「生産の目標」

	生産の目標			【参考】 令和4年産 (10月25日現在)		【参考】 令和3年産 (実績)	
	面積 (ヘクタール)	生産量換算値 (トン)	向き	面積 (ヘクタール)	生産量換算値 (トン)	面積 (ヘクタール)	生産量換算値 (トン)
香川県	10,800	53,568		(11,300)	(56,600)	(12,600)	(62,496)
				10,800	55,200	11,300	56,600

<参考> 令和5年産の非主食用米の「生産の目標」

	令和5年産(目標値)		令和4年産(10月現在)
	面積(ヘクタール)	向き	面積(ヘクタール)
加工用米	70	↘	47
米粉用米	10	←	8
飼料用米	200	↘	162
WCS	200	↘	172
新市場開拓用米	50	↘	5
合 計	530	↘	394

香川県水稲の生産振興方針

県農業再生協議会では、平成30年産の米政策見直し以降、主食用米の「生産の目標」を決定するとともに、県産米の生産状況、需要動向や販売戦略を踏まえ、今後の水稲生産、水田の有効活用による水田農業の振興に向けた方針を策定(R3.12.20改正)しています。

水稲の作付面積と生産量の確保、一層の売れる米づくりの推進、国内外の需要に的確に対応した安定的な生産・供給、さらに水田の有効活用を図るため、以下の3点を重点的に取り組みます。

- 二毛作を基本とした水稲の作付面積と生産量の確保
- 「おいでまい」を核とした主食用米の戦略的な生産
- 主食用米から非主食用米に転換するなど、需要に応じた非主食用米の安定的な生産

令和4年度 産地交付金の助成単価の見直し

産地交付金は、水田を活用した作物の生産性向上などの取組みを支援するもので、国からの配分の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容を設定しています。

令和4年度の産地交付金については、全国的に過去最大規模の主食用米の減産がされ、国がその戦略（転作）作物に直接交付する助成額が大幅に増加したことなどから、県に配分される交付金の配分額から減額されました。

このため、当初設定していた単価（「さぬき水田営農だより」（98号）参照）では、財源不足となっており、一部の内容・使途の単価を減額する見込みです。

具体的な使途

主 な 内 容 ※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。		交付単価(10a当たり) 4年度(予定)
多様な水稻の生産拡大		
担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が新規需要米【飼料用米、米粉用米、WCS用稲】に取り組んだ面積に対して加算 ※飼料用米、米粉用米は実需者と3年以上の複数年契約が必要です。	いずれかを 交付 (新規需要米)	11,000円
担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が飼料用米及び米粉用米の「多収品種」に取り組んだ面積に対して加算 ※飼料用米、米粉用米は実需者と3年以上の複数年契約が必要です。		17,000円
「新市場開拓用米(輸出用米等)」の面積に対して助成 ※主食用米等とは別管理とし、実需者との契約が必要です。		40,000円
加工用米の作付面積に対して加算 ※共同乾燥調製施設の利用など、生産性向上に取り組むことが必要です。		12,000円
麦・大豆の生産振興		
担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした麦の面積に対して加算 ※上記担い手以外の麦の採種農家も対象とします。	基 幹 作	当初3,000円→ 2,000円
	二 毛 作	1,300円
さらに法人格を有する場合は加算	基 幹 作	当初1,800円→ 1,500円
	二 毛 作	700円
さらに「さぬきの夢2009」、「イチバンボシ」を作付した場合は加算	基 幹 作	当初500円→ 400円
	二 毛 作	400円
「さぬきの夢2009」、「イチバンボシ」作付で、品質・生産性向上の取組みメニューを実施した場合は加算	基 幹 作	当初1,500円→ 1,400円
	二 毛 作	600円
担い手が「二毛作」で作付けした麦の面積に対して加算		15,000円
担い手が作付けした大豆の面積に対して加算		10,500円
地域に応じた取組の推進		
地域振興作物等の生産振興		
地域協議会が選定した重点園芸品目(野菜)や地域特産物などの作付面積等に対して助成 ※詳細は、各地域協議会にご確認ください。		地域協議会毎に 設定
その他		
そば、なたねの作付面積に対して助成 ※排水対策の実施が必要です。	基 幹 作	20,000円
「みどりの食料システム戦略推進助成」として、 担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が実施した資源循環の耕畜連携の取組み面積に助成 ※飼料作物を生産する水田へ家畜由来のたい肥を散布することが必要です。		11,500円

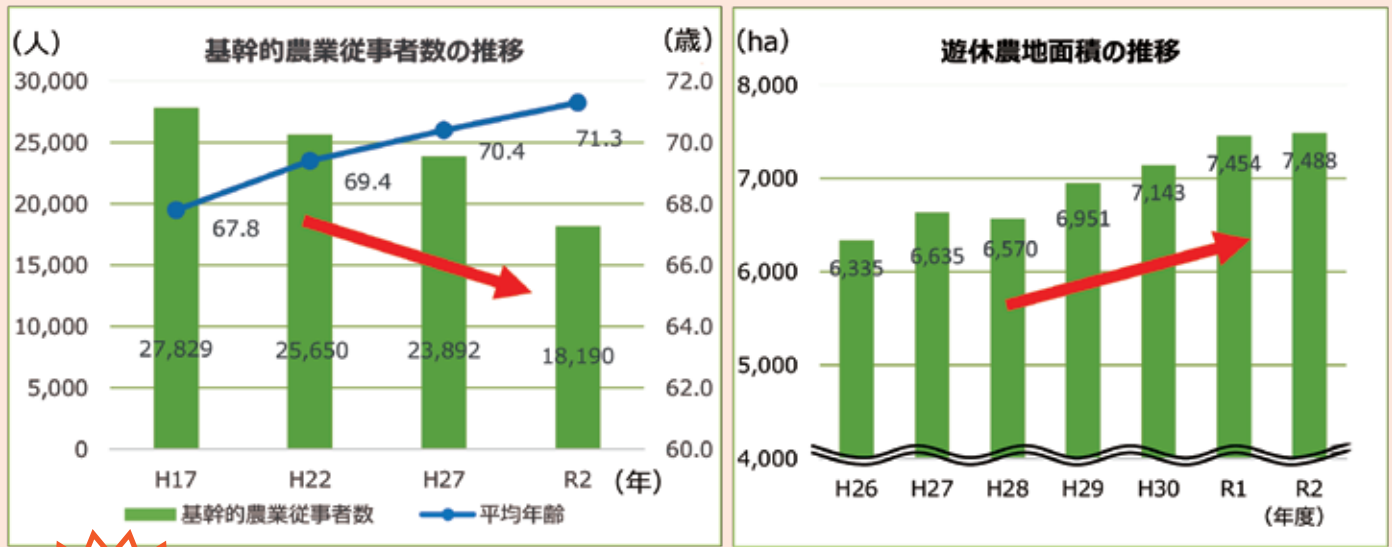
その他、詳細な要件については、別途、ご確認ください。

※上記の交付金は、国からの配分見込み額から算定したものであり、配分額によっては減額となる場合があります。
また、「捨て作り」など管理等が不適切な場合は交付されません。

地域の農地を守るため、地域ごとに話し合いを進めましょう！

香川県の農業の現状 農業従事者の減少や遊休農地の増加で地域農業の維持が難しくなった。

- 基幹的農業従事者は、この10年で3割減少し、平均年齢も71歳と高齢化が進んでいる。
- 遊休農地もここ5年間で13%増加している。



なぜ、話し合いなのでしょう？

皆の思いを
1つに
まとめよう

地域の農地や農業を守るためには、①個々の農家が営農を継続するとともに、②地域ぐるみで人づくりや農地の有効活用・保安全管理などに取り組み、③それらを市町等の関係機関が支援する取組みを相互に進める必要があります、そのために地域ぐるみの話し合いと合意が必要になります。

① 地域で話し合う場を作る

地域の農地の地権者や耕作者に加え、市町職員、農業委員等が集まりましょう。

② 将来の農地利用を行う区域を決める

農業を行う区域や保全等を進める区域、鳥獣進入緩衝防止の区域などを考えましょう。

地域の現状確認と 新たな問題の整理

⑤ 地域の将来方針 の話し合い

地域農業を継続するための将来方針について一定の方向性が決まるまで、繰り返し話し合いましょう。

現況地図を使った将来の農地利用の話し合い



農業委員会が
作成する
目標地図の
考案を活用
しましょう

③ 農業を行う区域 の農地利用の 話し合い

10年先を見据え、筆ごとに誰が耕作するのかを話し合います。

将来、耕作できない農地は、担い手への集積・集約化を考えましょう。

④ 保全等を進める区域などの維持管理方法の話し合い

緑肥作物や飼料作物などの作付けに加え、農道やため池等の田畑以外の畦畔や用水路の管理方法をまとめましょう。

話し合い結果を まとめる

市町・農業委員会等で結果を整理

地域農業の継続を目指した新たな取組みが、令和5年度から始まります

市町・農業委員会主体で

10年後の農地利用を「目標地図」に、令和7年3月末まで 地域の将来方針等を「地域計画」にまとめます！

目標地図づくりに向け、地域での話し合いを進めましょう！

なぜ、目標地図が必要なのでしょう？

目標地図とは、将来の地域の農地利用について、筆ごとに誰が耕作するのかを明らかにするものです。

農業従事者の減少により、耕作できなくなる農地の増加が懸念されており、将来の農地利用を地域ぐるみで考え、目標地図にまとめ、農地の効率的かつ総合的な利用を図る必要があるためです。



ほ場ごとに10年先に誰が耕作するのかを整理する。
担い手が、作業しやすいよう農地の集約化を話し合う。

※集積とは、農地の面積を広げていくこと
集約とは、農地を寄せ集めて、まとめること

目標地図づくりに向けた取組み

【目標地図づくりの進め方(例)】 地域計画の協議にあわせて、話し合います。

1 将来の農地利用の区域の協議

- ・ 水利や周辺環境等を考慮し、将来の農地利用の区域設定を話し合います。
①農業利用や②保全管理、③鳥獣進入緩衝区域等を考えます。

2 農業委員会による目標地図の素案作成

- ・ 実質化した人・農地プランの現況地図や農地利用の意向を調査するアンケート結果等を参考に、目標地図の素案を作成します。

3 農業利用を進める区域における筆ごとの農地利用の協議

- ・ 現況地図や目標地図の素案を見ながら10年先を見据え、筆ごとに誰が耕作するのかを考え、話し合います。
- ・ 地権者が耕作できない農地は、担い手への集約化を考え、耕作者を決めます。
何度も協議しながら、筆ごとに、担い手を含む地域の農業を担う者を紐づけし、市町が目標地図に整理していきます。

お問い合わせ先

お住いの各市町の農業主務課、農業委員会、各農業改良普及センター
もしくは香川県農業経営課農地活用グループ **087(832)3408**

これから始める水稲栽培 vol.12



昔は、お米の収穫時期のピークには、軽トラックが並んで混んでいましたが、最近は、そんな光景を見ることがほとんどなくなりました(;▽;)

つとむさん(57歳)

令和4年の稲づくりを終え、皆さん、新米の味はいかがでしょう。
炊きたての白い新米を頬張るとき、「日本人でよかった！」とホントに
思います。育苗から田植え、水管理、農薬散布、最後に収穫・調製など、
いろんな農作業での苦勞が報われる瞬間ではないでしょうか。

12回目は、カントリーエレベーターです。

※カントリーエレベーターとは、お米や麦の共同利用施設です。この施設で、乾燥、調製、貯蔵、出荷までを一貫して行っています。

お米を例にすると、農家がコンバインで収穫した粳が、カントリーエレベーターに持ち込まれた後、粳の重量・水分が計られ、大型の乾燥機により乾燥されます。乾燥された粳は温度管理されている大型のサイロ（貯蔵ビン）に貯蔵され、出荷する分の粳だけを粳摺り機で粳殻を取り除いた後、玄米にして出荷されています。出荷された玄米は、様々な流通ルートにのって、消費者のもとへ届きます。



※香川県では、JA香川県のカントリーエレベーターが県内13カ所で稼働しています。カントリーエレベーターの利用者は、収穫後、即カントリーエレベーターに持ち込めば米の作業はすべて終了となります。農家の自家消費分は「保有米」として、カントリーエレベーターで調製されたものが届けられています。

乾燥機や粳摺り機等の更新時期には、
カントリーエレベーターの利用について、是非ご検討ください。



参加者募集! 「これから始める水稲栽培基礎講座」を開催します!

水稲栽培初心者向けの基礎講座の参加者を募集します。今回は、令和5年産水稲栽培に向けた準備や土づくり、小農具の使い方に関する講座を開催します。是非、ご参加ください。

日時：令和5年1月29日(日) 午前の部10時～12時、午後の部13時30分～15時30分 (各40名先着順)

場所：香川県農業試験場1F会議室(綾川町北1534-1)

内容：令和5年産水稲栽培に向けて準備を始めよう

参加申込・問合せ先：令和5年1月20日(金)までに香川県農業経営課担い手支援グループ(電話087-832-3406)に

①氏名②住所・電話番号③希望の時間帯(午前又は午後)をお申し込みください。

新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で開催します。感染状況によっては開催を中止する場合がありますのでご了承ください。

告知!! 香川県農業経営課公式SNSを開設して、農業の魅力を発信します!!

県農業経営課では、所管する業務、行事開催、当課が事務局を担う団体活動のPR、その他農業に関する課題や解決方法などの情報を発信していきます(不定期)。



このSNSを通して、少しでも農業の魅力や各産地で活躍されている生産者、生産現場の現状を知っていただければ幸いです。

随時発信していきますので、是非、「フォロー」や「いいね!」をお願いします!!

←詳しくはこちらの二次元コードをチェック!

内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 総合対策部 総合対策課 TEL: 087-825-2503

香川県農業協同組合 営農部 農産指導課 TEL: 087-818-4104

香川県 農政水産部 農業生産流通課 TEL: 087-832-3418

香川県農業再生協議会ホームページ <https://www.saiseikyo-kagawa.jp/>